## 合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.6.1 第7号



五城目町朝市

### 議会議員の定数・任期の取扱いについて

在任特例を適用、定数は24人、選挙区は設けないことを確認しました。 在任特例の適用期間 1 年は合意できず継続協議となりました。

新町名称の名付け親賞等の抽選が行われ、53名の方が当選されました。



### 目次

第7回合併協議会	2~6
名付け親賞等の抽選結	果7
合併協定項目一覧表、	お知らせ8

5月24日、五城目町役場正庁を会場に第7回合併協議 会が開催されました。

協議に入る前に、新町名称の応募者の中から名付け 親賞、ありがとう賞の抽選が行われ、名付け親賞には 各町から1名ずつの3名の方が選ばれました。

会議では、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、新町での定数を24人とし選挙区は設けないこと、現在の3町の議会議員52人は引き続き在任するとした在任特例を適用することが確認されましたが、その期間を1年間とすることについては、住民代表委員側との合意ができず継続して協議することとしました。

### (2)

が開催されました。 5月2日、五城目町役場正庁において第7回合併協議会

合併協定項目に関する調整方針が提案されました。 が行われ、字名の区域及び名称の取扱いなど新たに2つの など4項目の合わせて7つの協議事項についての話し合い の取扱いの3項目や前回提案された公共的団体等の取扱い 員会の委員の定数及び任期の取扱い、一般職の職員の身分 会議では、継続協議となっている議会の議員及び農業委

### 協 され た 項

うこととしました。 いについて確認する必要がある 委員の定数及び任期の取扱いに は、継続して協議を行うことと れましたが、在任特例適用期間 を4人とすることなどが確認さ 任期の取扱いについては、定数 のうち、議会の議員の定数及び ことなどから継続して協議を行 ついては、臨時職員などの取扱 ついては、提案どおり確認され しました。また、農業委員会の 般職の職員の身分の取扱いに 継続協議となっている3項目

> は 係事業、建設関係事業について め継続して協議することとし は、提案どおり確認されました。 条例・規則等の取扱い、交通関 公共的団体等の取扱いについて 前回提案された4項目のうち 団体の捉え方を精査するた

## 協議第12号の5 議会の議員の定数 及び任期の取扱い

## 【提案内容】

が長すぎるとの意見や、人口規模か 案されましたが、 適用後の定数は24人とすることで提 を適用して、その期間は1年とし 前回の合併協議会では、 在任特例適用期間 在任特例

> うこととしていました。 らして定数が多いとする意見などが を踏まえ、前回提案している次の調 あったことから、継続して協議を行 今回の会議では、これまでの議論

整内容により協議が行われました。

①五城目町、 期間は、1年とする。 任する。 引き続き新町の議員として在 の特例に関する法律第7条第 の議会議員は、市町村の合併 1項第1号の規定を適用し なお、在任特例適用 八郎潟町、 井川町

②在任特例適用後の新町の議会 ③在任特例適用後の議会議員の 議員の定数は、24人とする。 を設けないこととする。 一般選挙については、選挙区

## 【協議結果】

する発言があったことから、会議を この報告を受けて住民代表委員から 表委員による話し合いを持ちたいと 対して、異論がない旨の報告があり 議結果として提案された調整内容に ら、議会議員全員協議会などでの協 はじめに、各町の議会代表委員か 議会代表委員を含まない住民代

> 民代表委員9名による話し合いが行 われました。 時中断し、別室において3町の住

ととしました。 代表委員側は、6ヵ月を提案し、合 が協議会で確認されました。しかし、 挙区は設けないこと、現在の3町の 意ができず、継続して協議するこ 在任特例適用期間については、住民 議会議員52人は引き続き在任すると した在任特例を適用するということ その結果が報告され、協議した結 新町での議員定数は24人とし選

## 協議第13号の5 農業委員会の委員 の定数及び任期の

### 取扱い

【提案内容】

いました。 り、1人の委員が担当する農地面積 20人とするべきであるとの意見があ 委員は3町の農業委員会で要請した 6人で合計24人とすることで調整内 適用期間を7ヵ月とし、定数は、選 などによる業務内容を検討するた 容の提案されましたが、選挙による 挙による委員18人、選任による委員 前回の合併協議会では、 継続して協議を行うこととして 在任特例

協議が行われました。回提案している次の調整内容により協議状況について説明が行われ、前会における農業委員会の委員定数の会回の会議では、県内の合併協議

置く。
①新町に1つの農業委員会を

②五城目町、八郎潟町、井川町の農業委員会の委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。なお、在任特例適用期間は、7ヵ月とする。

の定数を6人とする。 用期間中は、選任による委員③選挙による委員が在任特例適

④在任特例適用後の新町におけの在任特例適用後の新町におけ

単位とする3選挙区とする。の選挙区の数は、現在の町をの選挙区の数は、現在の町を

われました。

員の配置状況などについて説明が行

より新町において調整する。の定数は、登録選挙人の数にただし、選挙区ごとの委員

### 【協議結果】

が確認されました。 提案どおりの調整内容とすること

# 協議第18号の2 一般職の職員の身

## 【提案内容】

ルバイトなどの臨時職員の取扱いに るとの意見、また、一般職の他にア 合併を見据えた自助努力も必要であ を目安とするべきであるとの意見や はなく、具体的に類似団体の職員数 員管理の適正化に努めるとするので ることとして提案されていますが 管理に努め、給与は速やかに統一す 新町に引き継ぐことや、職員の定員 いては、法令に基づき3町の職員を て協議を行うこととしていました。 くの意見があったことから、継続し ついても協議するべきであるなど多 新町の職員数については、漠然と定 今回の会議では、3町の現在の職 一般職の職員の身分の取扱いにつ

### ◎3町の一般職の部門別職員数比較

(H16.4.1現在) ※臨時職員は含まない

				(H16.4.1現在)
X	五 城	八郎潟	井 川	備
分		潟町	町	考
臨時雇員	15	_	_	調理員など。共済・退職組合加入
嘱 託 員	13	_	6	児童館厚生員など。井川町は非常勤特別職
アルバイト、パート	79	37	17	事務補助員、作業員など
業務委託	-	_	13	委託により施設管理などを行う職員
合 計	107	37	36	

議することとしました。

3町のアルバイトなどの臨時職員数比較

### 区 分 五城目町 八郎潟町 井川町 議 会 2 2

		。我	云			
		総務	企画	38	21	20
	_	税 務		8	6	4
3/4	般	民	生	24	4	16
普		衛	生	11	7	8
通	行	農	林	14	6	6
	政	商	エ	7	1	1
会		土	木	11	4	3
計		小八	計	115	51	60
-1	特	教	育	21	15	15
	特別行政	消	防	24	_	_
	政	小八	計	45	15	15
	合		計	160	66	75
	診	療	所		_	9
企	水		道	8	4	4
業会	下	水	道	2	2	2
計	そ	の	他	9	5	4
	合		計	19	11	19
	総	合言	+	179	77	94

# 組織機構などとあわせて継続して協力、この結果を踏まえて定数削減やが、開発公社が管理運営している観光施設への人件費負担などについてなどについて整理するべきであるとい、開発公社が管理運営している観し、この結果を踏まえて定数削減や

(協議結果)

五城目町の共済組合退職組合に加

3

# 協議第24号 公共的団体等の取扱い

## 【提案内容】

されました。
な共的団体等については、新町の公共的団体等については、新町の

①各町共通の団体について①名町、3町共通の団体は、できるように調整に努める。②統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

で調整する。

で調整する。

で調整する。



協議会等の厚生社会事業団体、会等の産業経済団体、社会福祉森林組合などの協同組合、商工森はのは、農協や

### 7

## 【協議結果】

一般的にいう公共的団体とは異質ない。 で設置されるものであることから、 で設置されるものであることから、 で設置されるものであることから、 でいる団体、町の事業に大きく関与している団体、町の事業に大きく関与している団体、町の国際にあり分類で、町の防属機関については個別に調整にしている交通安全対策協議会などののが高機関については、設置が必要であれば当然条例により統合されて設置されるものであることから、

**体として** した。 とで、継続して協議することとしまるか否 体などを精査する必要があるとのこれを営むす を整理し、分類の仕方、例示した団化事業団 め、あらためて公共的団体の捉え方

# 協議第25号 条例、規則等の取扱い

### 【提案内容】

提案されました。

現等を制定・施行する必要がありまり新町が誕生する場合には、旧町のりがでととなるので、新たな条例・規算を制定・施行する必要がありまり、そのため条例などは、すべて効力を失いでの取扱いについて、次のとおり、対等を制定・施行する必要があります。そのため条例などは、行政事務の根質となるものですが、対等合併によりのですが、対等合併によりでは、行政事務の根

条例・規則等の制定・施行に条例・規則等の制定・施行における事務事業に支障をきたさないよう務事業に支障をきたさないよう

の専決処分又は職権により、①合併と同時に町長職務執行者

ものであるなどの意見があったた

(3)合併後、逐次制定し施行するき暫定的に施行するものと動力を制定し施行するもののが対に引き続いるがある。



は、合併を挟んでもなお一時は、合併を挟んでもなお一時 の空白も許されないような継続 の空白も許されないような継続 を対制定が必要な「災害対策本 ののののので、例えば法令に は、合併を挟んでもなお一時

**暫定的に施行するものとは、**新町の条例などが制定されるまで旧町の条例などを引きれるまで旧町の条例などを引きれるまで旧町の条例などが制定さ

逐次制定し施行するものとは、町長職務執行者の専決処 は、町長職務執行者の専決処 がい「議会委員会条例」などが ない「議会委員会条例」などが

## 【協議結果】

が確認されました。

## 協議第26号 交通関係事業

### 【提案内容】

いて、次のとおり提案されました。ける組織の統合、施設整備などにつ路線等の運行確保のため、新町におの明におりません。

①交通指導隊については、合併①交通指導隊については、合併の化して新たに組織する。なお、合併初年度に限り、現隊員を新町に引き継ぎ活動を継続することとするが、平成18年度からは定数を25人以内、任期を2年として、新たな体任期を2年として、新たな体制で組織する。

る。 町において新計画を策定す②交通安全計画については、新

置する。

でれ新町において新たに設ま対策協議会については、そのがでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、とのでは、とのでは、とのでは、というでは、というでは、これが、というでは、これが、

会併時に統合する。の交通安全母の会については、

⑤生活バス路線維持等の公共交
⑤生活バス路線維持等の公共交

⑥五城目地区交通指導隊連合会たに加入する。

町においても整備に努める。は、関係機関と協議のうえ新の交通安全施設の整備について



大川町10人)となっています。 井川町10人)となっています。 井川町10人)となっています。その任期などを行っています。その任期などを行っています。その任期などを連携し交通の安全指導するため警察や通の安全を保持するため警察や通の安全を保持するため警察や通の安全を保持するため警察や通の安全を保持するため警察や通りでは、町の道路交換のでは、町の道路交換のでは、町の道路交換のでは、町の道路交換のでは、町の道路交換のでは、町の道路交換ができます。

### 【協議結果】

が確認されました。

に引き継ぐものとする。

## については、 協議第2号

### 【提案内容】

おり提案されました。町営住宅整備などについて、次のとのでいます。

①道路除雪計画を策定し、効率的とおりとし、新町において道

ます。

ではる。
②街灯設置管理については、現のとし、新たな管理基準等を策し、新町において調整し、新町に引き継ぐも

③町営住宅については、現行の

④認定町道については、現行のとおり新町のとおり新町に引き継ぐものととおり新町において新たな町道とおり新町において新たな町道のとができる。

### 1

建設関係事業

道路除雪は、3町における 機械の保有や業者対応、直営・ 機械の保有や業者対応、直営・ を託方式などの作業形態に違い ることから、一挙に変える があることから、一挙に変える があることから、一挙に変える があることから、一挙に変える があることがら、一挙に変える

**街灯設置管理は、**3町にお り、また、その維持管理や電気 り、また、その維持管理や電気 とから、現行のとおり引き継ぎ、 とから、現行のとおり引き継ぎ、 とから、現行のとおり引き継ぎ、 とから、現行のとおり引き継ぎ、

## 【協議結果】

が確認されました。 提案どおりの調整内容とすること



## 提案された事項

料・手数料の取扱いの2 び名称の取扱い、使用 つの案件についての調整 議される、字名の区域及 次回の合併協議会で協

案が提案されました。

②施設等の使用料について ①行政財産使用料について は、次のとおりとする。 新町において調整する。 は、現行のとおりとし、 合併時に統一する。 は、五城目町の例により、

※保育料、上下水道使用料

協議第32号

字名の区域及び

名称の取扱い

【提案内容】

取扱いで別途協議を行うこ 料などについては各事業の 関連手数料、町営住宅使用 ごみ処理関連手数料、 福祉

は原則として従前のとおりと

大字名については地域の

字(小字)の区域及び名称

ととしています。

整する。

がら合併前に現町において調 実情や住民の意向を尊重しな

### 協議第33号 使用料・手数料 の取扱い

【提案内容】

①手数料の取扱いについて は、次のとおりとする。 113町で差異のある手数料 については、合併時に統

する。

### ○3町の大字名

合併協議会の会議の様子

THE WIR PER ADDRESS

五 城 目 町	八郎 潟町	井 川 町	備考
大が東に西なお高く久は舘が上の野が川で小ら浦ら浦は馬の町を地下は場合は、一大は、一大は、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、一大のは、	大字数6 中心交袭 「小池」 「小池」 「「小池」 「「小池」 「「「小池」 「「「・「・「・「・「・「・「・「・「・「・「・「・「・・「・「・・「・・「・	大字数13  (大字数13  (大字数15  (大字数16  (大字数16  (大字数16  (大字数2  (大字数2  (大字数2  (大字数2  (大字数3  (大字))  (大字) (大字) (大字) (大字) (大字) (大字) (	五城目町と八郎潟町で共通の大字名が4つあります。 の大字名が4つあります。 野田、川崎、小池、浦大町 また、大字名、小字名とも同一のものが5つあります。 野田字下台 川崎字宮花 川崎字高田 小池字岡本下台 小池字桑ノ木関ノ沢

### ◎3町で差異のある手数料の現状と調整案

	区 分		五城目町	八郎潟町	井川町	調整案
CATO	戸籍附票謄本	1通	150円	150 円	250 円	150 円
窓	住民票謄本	1通	150円	300円	250 円	150円
	広域交付住民票謄本	1通	150円	300円	250 円	150 円
	臨時運行許可	1件	750円	_	_	750 円
埋	埋葬·火葬手数料	1件	150円	無料	無料	無料
埋葬	墓地管理手数料	年間	2,100円	3,000円	_	現行のとおり
墓地	墓地使用許可証再交付手数料	1件	100円	1,000円	100円	150円
地	墓地名義変更手数料	1件	_	1,000 円	_	150円
	認可地縁団体に関する証明	1件	150円	_	_	150 円
そ   の	情報公開に関する請求	1件	無料	150 円	無料	無料
他	情報公開に関する公文書の写し	1枚	10 円~実費	10 円	20円	10 円~実費
	督促状手数料	1通	100円	150 円	100円	150円

# りとする。

23町で差異のない手数料 については、現行のとお

②使用料の取扱いについて

### 名付け親賞・ありがとう賞の抽選結果

### 当選おめでとうございます

1月5日から2月15日まで行いました新町名称の募集には3,303点にのぼるたく さんの応募をいただき、新町名候補選定小委員会において9点の作品に絞り込み が行われ、4月27日開催の合併協議会で新町の名称は「湖東町」に決定しました。

新町名称が決定したことから、今回の合併協議会において新町名称の応募に関 する抽選が行われ、名付け親賞、ありがとう賞の当選者が決定しました。

## 一开川町合併協議会

名付け親賞抽選の様子

谷村 宮野

古川

貞一さん

神奈川県

研人さん 京子さん 真央さん 亮子さん

伊藤カネヲさん

小玉正匹郎さん

郎

名の方が当選しました。 れぞれ1名ずつ抽選を行い、 募した263人の中から3町長がそ 名付け親賞には、「湖東町」と応 次の3

## 寛さん(五城目町 (八郎潟町)

村 渡

子さん

ひとみさん(井川

辺

舘岡 荒川 佐々木誠悦さん 佐藤絵里香さん 五城目町 税一さん 悦子さん

吉田

ミチさん

伊藤富士美さん 小林ひとみさん

須田 小玉 小玉美穂子さん 修士さん 文雄さん 佳介さん

工藤

恵美さん

雅子さん

恵さん

房子さん 久子さん 工藤

知紀さん 友司さん 里美さん 涼平さん

伊藤 松田 鷲谷 伊藤 小武海文恵さん 麻美さん 美里さん 洋子さん 正雄さん 宗平さん 芳子さん 弘治さん 啓太さん

ありがとう賞 50 名

名付け親賞

3名

賞品:5万円の商品券と副賞

賞品:2千円相当の地域特産品

7人の中から協議会委員が抽選を行 有効作品として確認された2,94 ありがとう賞には、応募者のうち 次の50名の方が当選しました。

## 町以外

勝己さん 千晴さん (愛知県 (愛知県 西田 秋村 小玉 修司さん 繁雄さん 覚さん (千葉県

### 村瀬 米田 大田 相沢 田浦 芳谷 阿部志津香さん (神奈川県 洋子さん 宏泰さん (宮城県 (山口県 (山形県 辿さん (愛媛県 泰さん

高瀬

(大阪府 修さん

(東京都

松井

Ш

ф

光浩さん 和子さん 恒雄さん (東京都 (東京都

浦



ありがとう賞抽選の様子

### 合併協定項目の協議状況 (平成16年5月24日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	
	1	合併の方式	0	0	0		24	電算
基本	2	合併の期日	0	0	0		25	広
的	3	新町の名称	0	0	0		26	交流
的項目	4	新町の事務所の位置	0	Δ			27	納和
	5	財産(及び債務)の取扱い	0	Δ			28 29	
	6						30	窓
合併特例法によ		議会の議員の定数及び任期の取扱い (在任特例の適用期間を除く)	0	0	0		31	保保
特	7		0			各	32	環均
例   法		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	0	0	0	種	33	řJ
岂	8	地方税の取扱い				事	34	保育
よっ		(協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い	0	0	0	務	35	社会
る項目	9	一般職の職員の身分の取扱い	0	Δ			36	児童
	10	地域審議会				事	37	障
	11	特別職の職員の身分の取扱い	0			業	38 39	高調
	12	条例、規則等の取扱い	0	0	0	の	40	健児
	13	事務組織及び機構の取扱い				取	41	農材
( ) ( )	14	一部事務組合等の取扱い				扱	42	商
合	15	使用料、手数料等の取扱い	0			U	43	勤党
침	16	公共的団体等の取扱い	0	Δ			44	建
ぜが	17	補助金、交付金等の取扱い	0				45	上
必	18	字名の区域及び名称の取扱い	0				46 47	学社会
要	19	慣行の取扱い	0				48	町
すり合わせが必要な項目	20	国民健康保険事業の取扱い	0	0	0		49	文化
首			_				50	
	21	介護保険事業の取扱い	0	0	0		51	そ(
	22	消防団の取扱い				新町建	52	新
	23	行政区の取扱い				設計画		(協

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
	24	電算システム事業			
	25	広報公聴関係事業 (地域情報化事業)			
	26	交流事業 (国際交流、姉妹都市交流事業)	0	0	0
	27	納税関係事業			
	28	消防防災関係事業			
	29	交通関係事業	0	0	0
	30	窓口業務	0	0	0
	31	保健衛生事業			
各	32	環境対策関係事業			
種	33	ごみ収集運搬業務事業			
事	34	保育事業			
	35	社会福祉協議会の取扱い			
務	36	児童福祉事業			
事	37	障害者福祉事業			
業	38	高齢者福祉事業			
0	39	その他の福祉事業			
	40	健康づくり事業			
取	41	農林水産業関係事業	0		
扱	42	商工観光関係事業			
U	43	勤労者・消費者関連事業			
	44	建設関係事業	0	0	0
	45	上・下水道事業			
	46	学校教育事業			
	47	社会教育(生涯学習)事業			
	48	町立学校の通学区域の取扱い			
	49	文化振興事業			
	50	コミュニティ施策(施設)事業			
	51	その他の事業			
新町建	52	新町まちづくり計画			
設計画		(協議細目) 策定方針の確認	0	0	0

●協議会はどなたでも傍聴できます

使用料・手数料の取扱いについてなど 字名の区域及び名称の取扱いについて 農林水産業関係事業について 補助金、 交付金等の取扱いについて

八郎潟町農村環境改善センター

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつ いて(在任特例期間の協議) 般職の職員の身分の取扱いについて

お知らせ

平成16年6月29日(火)午後1時

## 第8回合併協議会開催 0

五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 編集・発行

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

特別職の職員の身分の取扱いについて

慣行の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。